

(必ずお読み下さい) 競争参加申請時における注意事項 (R7.7 版)

NEXCO東日本 東北支社

(1) 【工事・調査等 共通】

競争参加資格確認申請書様式2、及び、参加表明書様式2が令和6年12月1日以降に入札公告する案件から変更になっています。様式の作成方法、及び作成例は交付図書中の「技術資料作成説明書」に記載していますので、十分ご確認の上で作成ください。

(2) 【工事・調査等・物品等 共通】

競争参加資格確認申請書の各種様式は、過去に使用した様式類ではなく、必ず入札公告に添付された最新の様式を使用して下さい。(項目漏れ等により、無効となる場合があります)

また、様式2に記載した内容に関する(※)必要な証明資料を漏れなく添付して下さい。

(※)必要な証明資料は、各案件の技術資料作成説明書に記載しておりますので必ずご一読下さい。

なお、様式2に未記入及び証明資料の添付がない場合並びに資料の内容が確認できない場合（軽微な誤記等は除く）は、“競争参加資格なし”または“評価なし”となりますのでご注意下さい。

《事例①》 同種業務の実績や配置予定技術者の資格を証する資料は添付されているが、成績評定点を証する資料のみ添付がない。⇒この場合は、“競争参加資格なし”となります。

様式2の記載内容と添付資料の整合性をご確認のうえ、必要な資料はすべて添付してください。

《事例②》 鋼構の工場制作の実績を競争参加要件として求めているが、テクリスに記載されておらず、実績が確認できるその他の書類の添付がない。⇒この場合は、“競争参加資格なし”となります。

コリズやテクリスのみで実績が証明できない場合（例：概要欄に●●工事一式の記載のみや、コリズ・テクリスで任意入力となっているもの等）については、実績が確認できる書類（契約書、特記仕様書、単価表等）を必ず添付して下さい。

(3) 【工事・調査等・物品等 共通】

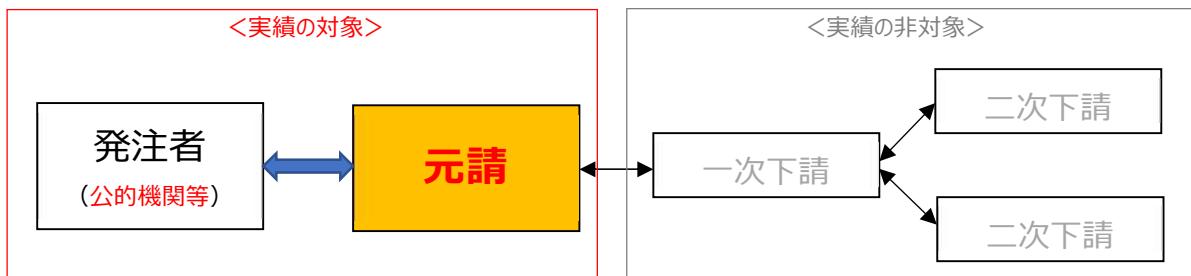
「見積活用方式」の案件については、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとし、入札時の単価表（内訳書）における見積対象項目の総額が、最終参考見積書における見積対象項目の総額を超えた場合は、入札は無効となりますのでご注意下さい。

また、諸経費の一部が見積対象の場合は、入札時に「諸経費内訳書」も必ずご提出下さい。

(4) 【工事・調査等 共通】

競争参加資格要件の「同種工事（業務）実績」については、公共発注機関※から直接仕事を受注する企業（元請）として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績に限ります。

(※) 公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。



証明資料のスキャン（PDF 変換）にあたって、文字がかかれている等で画面の鮮明さが著しく欠けていないか等、提出前に今一度、申請書類一式にお目通し下さい。

また、情報セキュリティ上、“ZIP 形式”によるファイル添付の場合は、メールでお受けできません。

(ファイル名の拡張子を“.zip”ではなく“.zi_”等で変更して添付いただくか、インターネット上の共有ファイルサーバの“DOX”にファイルをアップロードし、ファイルへの URL をメールで送信ください。)